

強い農業づくり交付金実施要領の制定について

16生産第8262号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長 通知
生産局長
経営局長

改正	平成17年	5月24日	17生産第966号
改正	平成17年	9月1日	17生産第2951号
改正	平成18年	3月31日	17生産第8567号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9314号
改正	平成20年	4月1日	19生産第9993号
改正	平成20年	10月16日	20生産第3973号
改正	平成21年	1月27日	20生産第5674号
改正	平成21年	1月27日	20総合第1633号
改正	平成21年	1月27日	20経営第5373号
改正	平成21年	3月31日	20生産第10044号
改正	平成21年	3月31日	20総合第2241号
改正	平成21年	3月31日	20経営第7194号
改正	平成21年	5月29日	21生産第1066号
改正	平成21年	5月29日	21総合第322号
改正	平成21年	5月29日	21経営第933号
改正	平成22年	5月28日	21生産第9805号
改正	平成22年	5月28日	21総合第2153号
改正	平成22年	5月28日	21経営第7166号
改正	平成23年	4月1日	22生産第9708号
改正	平成23年	4月1日	22総合第1766号
改正	平成23年	4月1日	22経営第7280号
改正	平成23年	9月1日	23生産第4304号

改正	平成24年	4月	6日	23食産第4020号
改正	平成24年	4月	6日	23生産第6191号
改正	平成24年	4月	6日	23経営第3667号
改正	平成25年	2月	26日	24食産第5543号
改正	平成25年	2月	26日	24生産第2891号
改正	平成25年	5月	16日	25食産第271号
改正	平成25年	5月	16日	25生産第171号
改正	平成26年	2月	6日	25食産第4164号
改正	平成26年	2月	6日	25生産第2888号
最終改正	平成26年	4月	1日	25食産第4960号
最終改正	平成26年	4月	1日	25生産第3421号

強い農業づくり交付金については、先に強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、強い農業づくり交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

強い農業づくり交付金実施要領

I 産地競争力の強化

I-1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

第1 取組の概要

強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1のIのメニューの欄の1の取組の概要については、次に掲げるものとする。

1 土地利用型作物（稲、麦、豆類）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦類の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米（米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。）の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、二毛作等による作付拡大を推進するとともに、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ）については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

主要農作物種子（主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子（原種及び原原種を含む。）をいう。以下同じ。）、雑豆及び落花生の種子については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上や労働時間の削減等を推進。

2 畑作物・地域特産物（いも類、甘味資源作物（てん菜・さとうきび）、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、安定的な種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等を確立し、産地強化を推進。

甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための共同育苗施設、集中脱葉施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の

加工・流通体制を確立するため、荒茶等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

3 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

4 野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備を推進。

5 花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設の整備等を支援。

6 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律175号)に基づく有機農産物の日本農林規格、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設の整備並びに地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく不良土壌地の改善、小規模公害防除を目的とした土壌土層改良等の支援を推進。

7 畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営を確立するために必要な脱臭施設や浄化处理施設の整備を推進。

8 地球温暖化対策の取組

水田において稲わらすき込みからたい肥施用への転換を促進する有機物処理・利用供給施設を整備することで、その取組を加速させ、水田土壌由来の

温室効果ガスであるメタンガスの排出量を削減。

ナタネ等油糧作物の生産から、搾油・製油等の処理加工、食用油の供給、廃食油の回収、バイオディーゼル燃料の製造及び農業生産への利用という循環型の取組を促進する農産物加工処理施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設を整備することで、この取組を加速させ、農業生産に使用する燃料を軽油からバイオディーゼル燃料へ転換し、農業生産に伴い排出される化石燃料由来の温室効果ガスの排出量を削減。

9 畜産生産基盤育成強化の取組

地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、家畜衛生水準向上のための施設、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備等を推進。

10 飼料増産の取組

自給飼料（飼料用米を含む。）生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

11 家畜改良増殖の取組

肉用牛の改良を図るため、肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

12 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設等の整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設等の整備を推進。

13 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組

担い手が主体となった主食用米の戦略的販売を推進する観点から、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組む地域において、既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用計画の策定を要件として、多様なニーズに対応した小ロット

貯蔵の実現、通年安定供給のための品質分析・管理機能の向上等のための改修等の取組を支援。

また、麦、大豆、新規需要米等の計画的な増産に取り組む地域において、既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用計画の策定を要件として、水稻専用施設の大豆との汎用利用や主食用米と新規需要米の区分集荷・保管等のための改修等を支援。

14 集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組

野菜、果樹、花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の再編利用計画の策定を要件として、効率的かつ低廉に流通コストの低減等を図るための当該施設の改修等を支援。

15 農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の農産物処理加工施設等の再編利用計画の策定を要件として、従来以上の効果を得ることを目的として行う当該施設の改修等を支援。

16 国産原材料サプライチェーン構築の取組

野菜、果樹、麦類、豆類、地域特産物（てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょを除く。）及び畜産物を対象として、生産者（要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の（3）、（4）、（7）、（8）、（9）、（10）及び（12）に掲げる者に限る。以下本取組において同じ。）、中間事業者（第2の2の（5）に定める者をいう。以下本取組において同じ。）及び食品製造事業者等（飲食料品等（飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。）の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食料品等の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組む場合に、生産者及び中間事業者が行う国産原材料の供給拡大等に必要となる集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の整備等を支援。

17 青果物広域流通システム構築の取組

野菜及び果樹を対象として、生産者（前項の生産者と同じ。以下本取組において同じ。）と流通業者（第2の2の（6）に定めるものをいう。以下本取組において同じ。）が一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や広域的な産地間連携等により青果物の流通コストの低減に取り組む場合に、生産者及び流通業者が行う青果物の流通の合理化等に必要となる集出荷貯蔵施設の整備を支援。

18 農畜産物輸出に向けた体制整備

国産農畜産物の輸出促進に取り組む産地で必要となる耕種作物共同利用施設及び畜産物共同利用施設の整備を支援。

19 「強み」のある産地形成に向けた体制整備

新品種・新技術等を活用し、実需者、農業者等が一体となって産地形成を

行う取組の一環として実施される共同利用施設等の整備を支援。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、強い農業づくり交付金の配分基準について（平成17年4月1日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- (4) 整備事業を実施した事業実施主体は、要綱第11の6にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。
 - ア 要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の整備事業のアイ
 - イ 要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の整備事業のイのうち飼料増産に係るもの
 - ウ 要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の整備事業のウエ
 - エ 要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の整備事業のエのうち畜産生産基盤育成強化及び飼料増産に係るもの
- (5) 共同利用施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、実施計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。
- (7) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（ア又はイ

に掲げる場合等) にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (8) 整備事業で実施する共同利用施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (9) 共同利用施設の整備に対する交付は、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新。)は、交付の対象外とするものとする。

ただし、第1の13の穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組、14の集出荷貯蔵施設等再編利用の取組又は15の農産物処理加工施設等再編利用の取組を実施する場合にあつては、この限りではない。なお、この場合、第3に定めるところにより再編利用計画書を作成し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (10) 共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

- (11) 共同利用施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

- (12) 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参

- 画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
- イ 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (13) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (14) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。
- ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（これらの者及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
- ウ 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。
- エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。
- なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (15) 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済引き受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。
- また、野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。
- (16) うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。
- (17) 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、事業

実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

- (18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結することとする。

- (19) 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について」（平成19年4月6日付け19生産第11号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に示す「GAP手法（基礎的GAP手法）のモデル」（平成19年3月31日付け農林水産省ホームページにおいて公開した「基礎GAP」）の生産者用における必須項目の内容を含むものとする。

ただし、チェックシートに必須項目の内容が含まれていない場合においては、別途、必須項目の内容をチェックした書類を添付することでも可とする。

（注）生産工程管理手法とは、生産者自らが、①農作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し農作業を行うとともにこれを記録し、③記録を点検しつつ、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

- (20) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等について再資源化等の有効活用に努めるものとする。
- (21) 小規模公害防除の取組は、次のいずれかに該当する地域において実施で

きるものとする。

ア 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。以下同じ。）であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画（以下単に「農用地土壌汚染対策計画」という。）を策定している地域

イ 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3の3-2に掲げるカドミウム環境汚染要観察地域であって、農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

ウ 公害健康被害の補償に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2第2号に掲げる地域等であって、農用地土壌汚染計画に準じた計画を策定している地域

(22) 事業実施主体が中間事業者又は流通業者の場合は、基本契約（2の（5）のエ又は（6）に定めるものをいう。（23）及び（24）において同じ。）を締結した生産者の出荷量等が、整備事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

(23) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を実施する場合には、事業対象品目について、生産者が生産した原料を中間事業者を介して食品製造業者等が利用する体制を構築し、当該生産者・中間事業者・食品製造業者等の3者による国産原材料供給・利用計画（事業実施から3年間を計画期間とした各年度の供給量及び利用料を明記した計画で、供給・利用量が最終年度までに10%以上拡大する計画となっているもの）を策定しており、その実行が確実であることを要するものとする。

また、事業実施主体が生産者の場合は中間事業者と、中間事業者の場合は複数の生産者との間で、事業対象品目に係る基本契約を締結していることを要するものとする。

(24) 青果物広域流通システム構築の取組を実施する場合において、事業実施主体が生産者の場合は、複数の産地との間で、事業対象品目の青果物の集出荷の共同化に係る契約が締結されていることを要するものとする。

また、事業実施主体が流通業者の場合は、複数の生産者との間で事業対象品目の青果物に係る基本契約を締結していることを要するものとする。

(25) 「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を実施する場合には、以下の要件を満たすこととする。

ア 生産者、実需者、地方公共団体を必須構成員とし、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法等を規定した規約等を有する団体を中心とした推進体制が整備されているこ

と。

イ 事業対象品目に係る新品種・新技術等の活用により加工品も含めた農畜産物の販売額が5年（新規作物及び果樹については8年、茶については7年、畜産物については6年）以内に1億円以上（加工品を含まない場合については、2,500万円以上）かつ10%以上を目指す計画が策定されていること。

ウ イの計画については、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」（平成25年12月11日公表。）を踏まえて作成するものとし、導入する新品種や新技術の内容、農畜産物の販売額の目標、取組方針、目標年度までの各年度の取組内容、団体の構成員ごとの役割分担、その他都道府県知事が必要と認める事項を記載するものとする。

2 事業実施主体

（1）農事組合法人（「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならないものとする。

（2）要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の（11）の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）であって、次の要件をすべて満たす団体とする。

ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）

若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

（3）要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の（11）の「生産局長等が別に定める市場関係者」とは、次に掲げるものとする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

- イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。
- （４）要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（１４）の民間事業者は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
- ア 都道府県が優先枠（配分基準通知第１の２の（１）のアに規定する優先枠のことをいう。以下同じ）として配分を受けた交付金の範囲内で農畜産物輸出に向けた体制整備の取組又は「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を行う場合であって、次の要件を全て満たすものとする。
- （ア）原則として５戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。
- （イ）施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。
- イ 環境保全の取組のうち地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を目的とした地域資源肥料化処理施設の整備を行い、地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を生産し、又は、生産しようとするもので、地区内の農業者に供給している、又は供給することが確実であること。
- （５）要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（１５）の中間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- ア 事業対象品目の農畜産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、自社（関係会社を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。
- イ 食品製造業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、自社（関係会社を含む。）以外の食品製造業者等をいう。）の需要にあわせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。
- ウ 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。
- エ 複数の生産者との間で、事業実施から３年以上を契約期間とする基本契約（事業対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結していること。
- （６）要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（１６）の流通業者は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から３年以上を契約期間とする基本契約（事業対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。）を締結しているものとする。
- （７）要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（１８）の特認団体は、次のと

おりとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

3 交付率

(1) 要綱別表 1 の I の交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の6以内とするものとする。

ア 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合

イ 沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設及び離農跡地・後継者不在経営施設を整備する場合

(2) 要綱別表 1 の I の交付率の欄の 1 のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。

ただし、都道府県知事が優先枠として配分を受けた交付金の範囲内で行う農畜産物の輸出に向けた体制整備の取組については、これを適用しない。

ア 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合

イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

(3) 要綱別表 1 の I の交付率の欄の 1 のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。

ただし、都道府県知事が優先枠として配分を受けた交付金の範囲内で行う農畜産物の輸出に向けた体制整備の取組については、これを適用しない。

ア 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

イ 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合

エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

オ 畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛

生管理施設、ハラル対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症（以下「T S E」という。）対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合

カ 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合

キ 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合

- （４）要綱別表１のⅠの交付率の欄の１のただし書の生産局長等が別に定める率は、農用地土壌汚染防止法第３条第１項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対象地域であって、農用地土壌汚染対策計画に基づき小規模公害防除の取組を実施する場合とし、交付率を事業費の20分の11とするものとする。

４ 採択要件

- （１）要綱第３の４の（１）の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は配分基準通知の別表１－１－①及び１－２－①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を２つまで設定すること。

- （２）事業実施主体が、要綱別表１のⅠの採択要件の欄の１の（１）の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、受益農家及び事業参加者が３戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

ただし、次のいずれかの場合にあっては、事業参加者が３戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。なお、イ又はウの場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式１号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

ア 都道府県知事が優先枠として配分を受けた交付金の範囲内で行う農畜産物輸出に向けた体制整備の取組又は「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を行う場合であって、次の要件を全て満たすものとする。

- （ア）原則として５戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。
（イ）整備を行う者が、人・農地プランに位置づけられた中心経営体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第４条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であり、常時雇用農業者数が原則として５人以上であること。
（ウ）施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(エ) 整備を行う者が、要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (7) の農事組合法人又は (8) の農事組合法人以外の農業生産法人であって、青色申告により確定申告を行っていること。

イ 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(ウ) 及び (エ) の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

(イ) 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 特定農用地利用規程の区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(エ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(イ) 及び (ウ) の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

(イ) 当該法人の事業の受益区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(3) 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて配分対象と

することができるものとする。

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稲（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 ヘクタールにつき900千円、ただし、100ヘクタール未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量 1 トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量 1 トンにつき245千円、ただし、計画処理量 2 千トン未満の場合は315千円 麦にあっては計画処理量 1 トンにつき450千円
農産物処理加工施設	茶に限る。	原料の計画処理量 1 トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）建物	計画処理量 1 トンにつき380千円 計画処理量 1 トンにつき135千円
	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	115千円／m ²
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）建物	計画処理量 1 トンにつき170千円 計画処理量 1 トンにつき90千円
	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合は135千円 70千円／m ²
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、トマトに限る。	計画処理量 1 トンにつき270千円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円／ha
	防風施設	41,970千円／ha
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	480千円／t
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	24千円／m ²
	乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用36千円／m ² 哺育育成牛用23千円／m ²
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	45千円／m ²
	分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	59千円／m ²
	ウインドレス鶏舎（ストール等附帯部分を除く。）	48千円／m ²
	家畜改良施設	216千円／m ²
	畜産新技術に係る施設	225千円／m ²
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000千円×1日当たりの処

			理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。） ただし、5の畜産物共同利用施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの補助対象基準の（c）のただし書きに基づき、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であって、1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が560頭未満の場合は、7,800千円×1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）
	食鳥処理施設		200千円×1日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設		100千円×1年当たりの処理能力
家畜市場			5,000千円×子牛市場の開催日1日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎	500㎡未満	34千円/㎡
		500㎡以上	31千円/㎡
	屋根掛け	500㎡未満	21千円/㎡
		500㎡以上	18千円/㎡
	尿貯留施設	1,000㎡未満	30千円/㎡
		1,000㎡以上	25千円/㎡
飼料作物（飼料用米を含む）関連施設	バンカーサイロ		7千円/㎡
	乾草舎		45千円/㎡
	飼料調製施設		25千円/㎡
	優良種子増殖施設		57千円/㎡
	種子貯蔵庫		33千円/㎡
	飼料分析指導室		203千円/㎡
	種子精選機		16,560千円/台
	脱粒剥皮機		2,610千円/台
	種子乾燥機		18,090千円/台
	栄養分析器		9,900千円/台
	ミネラル分析器		1,170千円/台
	土壌分析器		630千円/台

（注） 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

（4）要綱別表1のIの採択要件の欄の1の（4）の生産局長等が定める場合とは、小規模公害防除を実施する場合とする。

ただし、5の耕種作物小規模土地基盤整備のうち土壌土層改良の（c）により土壌土層改良（Iの第2の1の（21）の地域において実施するものに限る。）と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められ、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備（区画整理及び

これに付帯する事業をいう。) 及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

(5) 要綱別表 1 の I の採択要件の欄の 1 の (5) に定める総事業費に満たない場合にあっても、要綱第 3 の 6 に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあつては、当該事業を実施できるものとする。

(6) 要綱別表 1 の I の採択要件の欄の 1 の (6) の生産局長が別に定める女性の参画促進に資する施設とは、耕種作物共同利用施設整備のうちの農産物処理加工施設とし、以下の事項をすべて満たすものに限る。

ア 女性の行う農産物加工活動に必要となる施設であり、女性の農業経営への参画促進等に資するものであること。

イ 受益農家又は事業参加者の過半を女性農業者が占め、かつ、受益農家又は事業参加者の代表者が女性であること。なお、この場合の女性農業者とは、女性認定農業者、家族経営協定を締結するなど農業経営に参画している者及び 1 年間に 60 日以上農業（農産物加工活動も含む。）に従事している者とする。

(7) 面積要件等

ア 要綱別表 1 の I の採択要件の欄の 1 の (3) の生産局長等が別に定める事業対象作物の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、環境保全の取組を対象に共同利用施設を導入する場合にあつては、導入が見込まれる農地面積がおおむね 5 ヘクタール以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる (a) 又は (b)
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	

			の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする
	主要農作物種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する指定種子生産ほ場の面積とする。
	稲	指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール	

		麦	指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
		大豆	指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
畑作物・地域特産物	いも類		北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール）	
		ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
		かんしょ	50ヘクタール	
	茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん菜		50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
	さとうきび		10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	

	こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培は場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	そば	5ヘクタール	
	ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。）	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタール	

		とする。	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあっては 5ヘクタール	
	施設野菜	5ヘクタール	
	露地野菜	2ヘクタール	・都市近郊地域（「農林統計に 用いる地域区分の制定につい て」（平成13年11月30日付け13 統計第956号）の農業地域類型 区分別基準指標において、都市 的地域に分類されている地域を 含む市町村）において事業を実 施する場合とする。ただし、野 菜の種類を問わず生産緑地が主 たる対象である場合にあつて は、生産緑地の面積が500平方 メートル以上であることとす る。
	施設野菜	5,000平方メートル	
花き	露地花き	5ヘクタール	
	施設花き	3ヘクタール	

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- （ア）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- （イ）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- （ウ）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、

離島振興対策実施地域として指定された地域

(エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、
半島振興対策実施地域に指定された地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

(カ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする

		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	主要農作物種子(稲)	指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する指定種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措	10ヘクタール	

	置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹		
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

5 共同利用施設等の基準

要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物共同利用施設整備、畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の(1)の基盤整備）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。
ほ場整備	
園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等への改植・高接	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる（a）から（f）までに定めるところにより実施できるものとする。 （a）優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実状にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものと

	する。 (b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」(平成22年7月12日公表)及びその関連通知並びに都道府県が定める計画並びに果樹産地構造改革計画に即したものとする。 なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。 (c) 優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。 (d) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。 (e) 交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。 (f) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。 ・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる(a)から(c)までに定めるところにより実施できるものとする。 (a) 事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。 (b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県の育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。 ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。 (c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。 ・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。
暗きょ施工	

土壌土層改良	・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。 ・環境保全の取組において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る（a）から（c）までに定める要件を満たす地域であることとする。 なお、土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 （a）地力増進法第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。 （b）地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。 ただし、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。）及び山間へき地（山村振興法第7条に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域をいう。）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする - i 都府県の場合 10ヘクタール - ii 北海道の場合 20ヘクタール （c）小規模公害防除については、受益面積を10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 - i ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 - ii かんがい用排水施設の新設又は改修 - iii 農用地間の地目変換のための事業 なお、複数年で事業実施する場合にあっては、単年度において測量試験又は換地のみを実施できるものとする。
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	

飼料作物作付条件整備	
耕作道整備	
雑用水施設整備	
飼料生産ほ場整備	
牧草地及び飼料畑等造成整備	・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
放牧利用条件整備	
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
未利用地活用放牧拡大整備	・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等 ・なお、要綱別表1のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合及び額は次に掲げる（a）から（c）までのとおりとする。 （a）傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり70,000円を上限として交付できる。 （b）野草放牧地整備（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。）

	ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。 (c) 耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤整備	・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による牧場利用の再編成を推進するためのものとする。 ・要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書きの生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編成に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	
排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種の導入	

障害物除去	
耕種作物共同利用 施設整備	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 （b）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育苗箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
共同育苗施設	
床土及び種もみ 処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装 置	
緑化及び硬化温 室	
稚蚕共同飼育施 設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給 施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、主要農作物種子、雑豆、落花生の種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設

	及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基き、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りでない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	

均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。ただし、第2の4の（6）に定める女性の参画促進に資する施設の場合は、この限りではない。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・地球温暖化対策の取組においては、ナタネ等油糧作物の種子から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産

	された生産物を処理加工するものとする品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場

	合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにＩＤコードや２次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
品質向上物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量１トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（ａ）品質向上物流合理化施設、（ｂ）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（ｃ）精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が１００％出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 （ａ）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 （ｂ）加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 （ｃ）事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 （ｄ）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引幹線施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 （ａ）この施設は、交通の拠点等に設置する２次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 （ｂ）原則として、次の栽培面積の３分の１以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することとする。

	とが確実と見込まれる場合に限るものとする。 i 茶……………1,000ヘクタール ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。 ・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。 また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。

用土供給施設	・ 共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・ 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・ 農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。 ・ 事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。 ただし、防風施設のうちネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。 なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、以下の内容をすべて実施することとする。 そのうち（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （d）所有の明確化 当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営 当該施設が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
防霜施設	・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接し

	ない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 (a) 園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 ・防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。 また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。 (a) 道路のほか、水路、法面、水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備され

	る施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。 なお、（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （d）所有の明確化

	当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 (e) 管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。 ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室）等とする。
省エネルギーモデル温室	・当該施設を導入する場合は、第2の4の（7）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合には35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・なお、当該施設を導入する場合は、第2の4の（7）に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断

	を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・当該施設を導入する場合は、第2の4の(7)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。また設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう）の供給を目的とする施設であって、トリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の4の（7）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。当該施設を導入する場合は、第2の4の（7）に定める面積にかかわらず設置できるものとし、その栽培床がおおむね2,000平方メートル以上のものとする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。

	・「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。 (a) 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。 (b) 事業実施主体又は(a)により施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。
株分施設	いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための 温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・都道府県における主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利	・堆肥等の製造に必要な施設とする。

用施設	・最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2年間実施できるものとする。 ・堆肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に「堆肥等生産施設」と「堆肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化处理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。

附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給施設	・ バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・ バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・ 廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・ 製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物共同利用施設整備	・ 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組については、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設のみを対象とする。
畜産物処理加工施設	・ 国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設のみを対象とする。
産地食肉センター	・ 整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 (b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。 ただし、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りでない。 (d) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立している

	こと又は確立することが見込まれること。 (e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 (f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。 ・農畜産物輸出に向けた体制整備の取組については、米国、EU又はハラール認証の取得を必要とする国に牛肉を輸出する施設に限る。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとする。
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管

	理施設以外の部分と区分できるものに限る。) であること。 (b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (平成10年法律第59号) に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 (c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) 第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力がおおむね5,000羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成2年法律第70号) 第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の(a)、(b)又は(c)の基準に適合すること。 (a) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (平成3年3月25日付け政令第52号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法

	律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	・生産者が共同で整備又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体（以下「生産者支援組織」という。）が整備する畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組であって、中間事業者が事業実施主体となる場合は、中間事業者が自ら加工を行うことを目的として整備する施設・設備も対象とする。 ・生産者が共同で施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品

	とする。 ・生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸付ける場合に限るものとする。
家畜市場	・次に定める要件に適合するものであること。 (a) 家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね5,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。 ただし、中山間地域（山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね3,500頭（牛換算）以上、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね1,500頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	・污水处理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎、共同利用畜舎と一体的に整備する設備及び共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の（a）及び（b）の要件

に適合するものであることとする。

(a) 事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。）第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。

(b) 事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもの）のことをいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。

・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎及び飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。

(a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。

(b) 当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。

・次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

(a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。

(b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

(c) 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a) 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

	(b) 規模等 i 管理舎 1 棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。 $\text{面積} = 40\text{m}^2 (\text{共用部分}) + 10\text{m}^2 (\text{管理人 1 人当たり専用部分}) \times \text{管理人等人数}$ ii i の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。 ・建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。 ・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1 棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1 棟が500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。
共同利用畜舎	・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及、牛のほ育育成経営部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。 (b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね300頭以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。 ただし、中山間地域等にあつては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体

	を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。 ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。 (b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 (c) 事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。この場合、原則として5以上の畜産経営を確保するものとする。 (d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて必要最小限のものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用フリー ストール牛舎	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見

	込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 （b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （b）その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用ミルキングパーラー	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 （b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （b）その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、

	又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5戸以上で構成されるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
放牧利用施設	
共同利用畜舎と一体的に整備する設備	・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 ・整備する設備は生産行程に直接にかかわりかつ共同利用畜舎等に備

	え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質にかかわるものとする。 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 ・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（共同利用ミルクングパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	・要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の（1）のただし書きの生産局長等が別に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 ・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。
自給飼料関連施設	・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 （a）当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1 施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を 2 棟以上に分けて整備することができるものとする。 i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 iii 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。 ・施設用地の造成整備を含む。（飼料給与設計用電算施設は除く。） ・施設と一体的に整備される機械装置を含む。
混合飼料調製・供給施設	・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
混合飼料貯蔵・保管庫	・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
飼料作物収穫調	

製貯蔵施設	
単味飼料貯蔵施設	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	
家畜排せつ物処理施設	
飼料生産・調製・保管施設	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
管理棟	
飼料給与設計用電算施設	・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	

隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
離農跡地・後継者不在経営施設	・新規就農及び規模拡大に必要な施設とする。 ・施設を整備する場合は、以下の（a）から（d）までのいずれか及び（e）の要件を満たすものとする。 （a）事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託（農業協同組合法第10条第3項に定める事業をいう。以下同じ。）又は農業経営事業（同法第11条の31第1項に定める事業をいう。以下同じ。）により、離農者等から買い入れた農用地又は施設であって、新規就農者等に一定期間（原則5年以内）貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。 （b）事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により離農者等から借り入れた農用地であって、新規就農者等に一定期間以上貸し付けることを予定しているもの及び当該農用地に存する施設であって、当該離農者等から借り入れて新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。 （c）事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設であって、新規就農者等に貸し付けること若しくは一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。 （d）事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設であって、新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。 （e）事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県内とする。 ・事業の対象者 （a）新規就農者にあつては、以下の要件を全て満たすこと。新規に畜産経営を開始する法人にあつては、以下のiiiの要件を満たすこと並びにi、ii及びivを満たす常時従事者である構成員が1人以上いること。 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。 - ii 原則として、40歳未満又は40歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。 - iii 市町村計画で示された目標規模又は当該地域における平均経営規模以上の経営を営むことが見込まれること。

- iv 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けるか、又は認定を受けることが見込まれること。
- (b) 規模拡大者にあつては、以下の要件を全て満たすこと。
 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、50歳未満又は50歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であつて、効率的かつ安定的な農業経営を営むことが見込まれること。
- ・ 交付対象
 - (a) 畜舎、畜舎と一体的に整備する施設、家畜排せつ物処理施設及び附帯施設で、老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去（後継者不在経営施設における新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。）を含むことができるものとする。
- ・ 事業の実施
 - (a) 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、畜舎等の施設にあつては5年以上（補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上）
 - (b) 家畜整備については、次のとおりとする。

事業実施主体が買い入れ、新規就農者等に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。

 - i 乳牛

4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。
 - ii 肉用牛（繁殖牛）

おおむね8カ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。
 - iii 豚（繁殖豚）

生後3カ月以上12カ月以内のものであること。
 - iv その他の家畜

都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - (c) 家畜の貸付け期間

家畜の貸付け期間は、原則として、5年以内とする。
 - (d) 助成対象限度額等

要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の生産局長等が別に定める場合の率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円を交付対象の限度額とする。

なお、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乘人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。
 - (e) 家畜の貸し付け契約

事業実施主体は、家畜の貸し付けに当たっては、貸し付け規程を整備し、かつ、新規就農者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

畜舎	
畜舎と一体的に整備する設備	
家畜排せつ物処理施設	
簡易ほ場整備	
家畜整備	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	・ 畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 （a）整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 （b）受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化処理施設	・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	・ 脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。

第3 共同利用施設の再編利用

第2の1の(9)の共同利用施設の再編利用を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

1 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組

米、麦又は大豆等の乾燥調製、保管に係る施設であって、要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のウのうち乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設の再編を行うことができるものとする。その際、都道府県は、地域における新規需要米等の作付動向や穀類乾燥調製貯蔵施設等の配置や利用状況を踏まえ、施設の再編利用を重点的に進める重点再編地域を選定することができるものとする。（一の都道府県につき各年度3地域を上限とする。）

この場合、事業実施主体においては、以下の(1)から(4)までに定めるとおり再編利用計画等を作成しなければならない。

(1) 再編利用計画の趣旨

麦、大豆、新規需要米等の作物又は都道府県知事の特認を受けた作物（主食用米を除く。）の増産に取り組む地域及び担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織が施設運営又担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組む地域において、既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

(2) 再編利用計画作成主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

(3) 再編利用計画の内容等

ア 計画期間

計画期間は事業実施年度から3年間とする。

イ 再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目

1 対象作物の現状及び成果目標

本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の現状及び目標

※なお、事業実施年度から2年後について成果目標を記載する。

2 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

- (1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針
- (2) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、直近年度における利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等
- (3) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様、再編後の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等

3 施設の再編利用のための事業計画

- (1) 再編利用するための再編整備事業計画
- (2) 事業実施年度における具体的な事業内容

※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、将来の増産計画に見合い、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

4 担い手への優先配慮

担い手集団への穀類乾燥貯蔵施設の運営移譲、担い手へのサイロ単位等での施設の部分貸与や利用料金の割合等、担い手に対する優先配慮事項

5 その他

都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(4) 再編利用計画の承認等

- ア 計画策定主体は、再編利用計画を別紙様式1号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アに基づき提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- ウ 都道府県知事は、イに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。
- エ 計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式3号により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- オ 都道府県知事は、エに基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

1 対象作物の現状及び成果目標

本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の達成状況

※なお、事業実施年度から2年後についての成果目標に変更があった場合はその旨を記載する。

2 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

- (1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針
- (2) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、事業実施前の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等
- (3) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様、現在の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等

3 再編利用するための再編整備事業計画

4 担い手への優先配慮

担い手集団への穀類乾燥調製貯蔵施設の運営移譲、担い手へのサイロ単位等での施設の部分貸与や利用料金の割引等、担い手に対する優先配慮事項

5 その他

取組状況報告に必要な項目

2 集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組

野菜、果樹又は花きの集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であって、要綱別表1のIのメニューの欄の1の（1）のウのうち集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の再編を行うことができるものとする。

その場合、事業実施主体においては、以下の（1）から（4）までに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

（1）再編利用計画の趣旨

野菜、果樹又は花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減、販売単価の向上、品質分析・管理機能の向上を図ることを旨とした計画とする。

（2）再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は再編対象施設の受益者若しくは新たな受益者等と共同で策定するものとする。

（3）再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まれなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目

1 対象品目の現状及び目標

本計画の対象品目ごとの作付面積、出荷量、販売額、主な販売先の現状及び目標

※なお、取組実施年度から2年後を目標年度とする。

2 対象施設の現状及び再編後の状況

(1) 本計画の対象施設の再編利用についての基本的な方針

(2) 本計画の対象施設ごとの規模、対象品目、処理量、利用率、利用料金等の現状及び課題等

(3) 本計画の対象施設ごとの再編後の規模、対象品目、処理量、利用率、利用料金等

※再編前と再編後の対象施設の配置図、利用料金や運送費が低減する算出根拠を示すこと。

3 施設の再編利用のための事業計画

※可能な限り既存施設を有効利用することを前提とし、新設の場合は既存施設の有効利用の場合の事業費見積額と比較した事業費低減効果を示すこと。

4 その他

都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(4) 再編利用計画の承認等

ア 計画策定主体は、再編利用計画を別紙様式1号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

ウ 都道府県知事は、イに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。

エ 計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式3号により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

オ 都道府県知事は、エに基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

1 対象品目の現状及び目標

本計画の対象品目ごとの作付面積、出荷量、販売額、主な販売先の目標の達

成状況

※なお、目標に変更のあった場合はその旨を記載する。

2 対象施設の現状及び再編後の状況

(1) 本計画の対象施設の再編利用についての基本的な方針

(2) 本計画の対象施設ごとの規模、対象品目、処理量、利用状況、利用率、利用料金等の現状及び課題等

(3) 本計画の対象施設ごとの再編後の規模、対象品目、処理量、利用率、利用料金等

※再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

3 施設の再編利用のための事業計画

4 その他

取組状況報告に必要な項目

3 農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

茶の加工に係る施設であって、要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のウのうち荒茶加工施設、仕上茶加工施設の再編を行うことができるものとする。

その場合、事業実施主体においては、以下の(1)から(4)までに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

(1) 再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

(2) 再編利用計画策定主体

再編利用計画策定主体は、事業実施主体が単独又は農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

(3) 再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目

1 茶生産・加工の現状及び成果目標

本計画の対象となる産地の範囲、農家戸数、栽培面積、生産量、販売額、主な販売先、茶加工施設数（荒茶、仕上茶加工施設）の現状及び目標

※なお、取組実施年度から2年後を目標年度とする。ただし、茶の改植の取組を施設の再編利用と併せて実施する場合にあっては、5年後を目標年度とすることができる。

2 農産物処理加工施設等の現状及び再編利用後の状況

- (1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針
- (2) 本計画の対象となる施設の現状の取扱数量、施設における課題等
- (3) 本計画の対象となる施設の再編利用後の取扱数量、期待される効果等

3 再編利用のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

4 その他

都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(4) 再編利用計画の承認等

ア 再編利用計画策定主体は、再編利用計画を別紙様式1号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アに基づき提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

ウ 都道府県知事は、イに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。

エ 再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式3号により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

オ 都道府県知事は、エに基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

1 茶生産・加工の再編利用後の状況

本計画の対象となる産地の範囲、農家戸数、栽培面積、生産量、販売額、主な販売先、茶加工施設数（荒茶・仕上茶加工施設）

2 農産物処理加工施設等の再編利用後の状況

- (1) 本計画の対象となる施設の再編利用後の状況
- (2) 本計画の対象となる施設の取組数量、再編利用後の成果等
- 3 再編利用における取組実績
再編利用計画期間中における具体的な取組実績
- 4 その他
取組状況報告に必要な項目

I－2 国内産いもでん粉工場再編合理化の推進

要綱別表1のIのメニューの欄の2の国内産いもでん粉工場再編合理化の推進を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

第1 取組の概要

国内産いもでん粉工場再編合理化の推進については、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。

1 国内産いもでん粉工場再編整備

(1) 国内産いもでん粉工場の再編（再編による稼働率の向上に向けた施設等の新設又はこれに伴う設備の移設を含む。以下同じ。）。

(2) 国内産いもでん粉工場の廃棄

2 国内産いもでん粉工場の合理化

(1) 国内産いもでん粉工場の廃棄

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施中又は既に終了している場合は、本対策の交付の対象外とする。

(2) 本事業の実施に当たっては、6に定めるところにより再編合理化計画を作成し、都道府県知事の承認を得るものとする。

(3) 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体により、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。

(4) 交付対象事業は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

また、事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(5) 都道府県知事は、第1の1により再編整備を実施した事業実施主体に対し要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施し、その結果、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合にあっては、当該事業主体に対し、必要な改善措置を講ずるものとする。

改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

なお、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合とは、事業により整備した施設等の処理数量又は処理経費が当初の事業実施計画に対し80%未満の状況が3年間継続しているものとする。

(6) 第1の1における施設の再編予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正であると認められるものとする。

(7) 施設の用地が確保される見通しがないなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していないものとする。

(8) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持

管理計画が確実に実行されると見込まれるものとする。

(9) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れているものとする。

(10) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるものとする。

2 事業実施主体

(1) 要綱別表 1 の I の 2 の (1) を実施する事業実施主体については、国内産いもでん粉製造事業を行い、又は行おうとする者とする。

(2) 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

3 対象経費

(1) 要綱別表 1 の I のメニュー欄に掲げる各メニューの交付金の交付対象となる経費については、次のとおりとする。

メニュー	交付金の交付対象となる経費
1 国内産いもでん粉工場再編整備	
(1) 国内産いもでん粉工場の再編	ア 事業実施主体が工場再編に伴い国内産いもでん粉工場の施設の整備等を行うのに要する経費 イ 事業実施主体がアの国内産いもでん粉工場の施設の整備等と併せて行う環境・衛生等に対応するための施設の整備等を行うのに要する経費
(2) 国内産いもでん粉工場の廃棄	ア 国内産いもでん粉工場を廃棄する際の、①及び②に要する経費 ①国内産いもでん粉工場の廃棄 ②敷地等を掘削し、コンクリート等で地下浸透防止措置を施している設備等であって、当該設備等を取り壊すこと等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費(当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。) イ 国内産いもでん粉工場の設備のうち、未償却のものの廃棄に係る当該設備及び残余財産相当額の補填
2 国内産いもで	

ん粉工場の合理化 (1) 国内産いもでん粉工場の廃棄	ア 国内産いもでん粉工場を廃棄する際の、次に掲げる①及び②に要する経費 ①国内産いもでん粉工場の廃棄 ②敷地等を掘削し、コンクリートその他で地下浸透防止措置を施している設備等であって、当該設備等を取り壊す事等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費（当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。） イ 国内産いもでん粉工場の設備のうち、未償却のものの廃棄に係る当該設備の残余財産相当額の補填
--	--

4 採択要件

要綱第3の4の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-②及び1-2-②に定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

5 補助対象の要件等

事業実施主体は、事業実施に当たっては以下の要件により実施するものとする。

(1) 国内産いもでん粉工場再編整備

ア 国内産いもでん粉工場の再編

補助対象は以下に掲げる施設等とする。

(ア) 製造施設等

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備及びその他国内産いもでん粉製造に必要な設備

(イ) 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池

(ウ) 上屋

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物

(エ) その他

(ア)～(ウ)に係る設計費及び諸経費

イ 国内産いもでん粉工場の廃棄

補助対象は以下に掲げる施設等とする。

(ア) 補助対象となる国内産いもでん粉工場の施設等

国内産いもでん粉工場の再編合理化計画において、廃棄の対象となっている国内産いもでん粉工場とする。

なお、廃棄に係る国内産いもでん粉工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費にはでん粉工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

（イ） 製造施設等

アの（ア）及び（ウ）に掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（ただし、脱汁設備、分離設備、精製設備、脱水設備又は乾燥設備のいずれかを必ず含むものとする。また、他の国内産いもでん粉工場等への譲渡に係る経費は含めないものとする。）

（ウ） 排水処理等施設

アの（イ）に掲げる施設及び沈殿池の廃棄・撤去に要する経費並びに敷地等を掘削し、コンクリートその他で地下浸透防止措置を施している設備等を取り壊すこと等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費（当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。）

（エ） 廃棄に係るでん粉工場の施設等の残余財産相当額の補填

a 補助対象は、（イ）及び（ウ）に掲げる国内産いもでん粉工場の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令第126条及び第127条又は法人税法施行令第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。

b 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該国内産いもでん粉工場においてaの耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、aの要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

c 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

（a） a又はbの施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（当該廃棄に係るでん粉工場（以下「廃棄工場」という。）の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

（b） 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行ってい

る場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(c) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて a)、b 並びに c の (a) 及び (b) の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

d 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が c の (a) の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

(2) 国内産いもでん粉工場の合理化

ア 国内産いもでん粉工場の廃棄

補助対象は 5 の (1) のイに掲げる施設等とする。

(3) 費用対効果分析の実施

事業の実施に当たっては、投資が過剰とならないよう十分留意し、また、新設を行う施設については、整備する施設等の導入効果について費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

6 再編合理化計画の基本的考え方

(1) 再編合理化計画の趣旨

でん粉原料用いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産いもでん粉工場を再編合理化することにより、施設利用体制の再構築や効率的な集荷体制に取り組むことを旨とした計画とする。

(2) 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）、食品事業者（国内産いもでん粉の製造を行う又は行おうとする者に限る）、事業協同組合連合会及び事業協同組合と共同で策定するものとする。計画の策定に当たっては、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

なお、第 1 の 2 を実施する際においても、上記関係機関による十分な連携の元で実施するものとする。

(3) 再編合理化計画には、次に掲げる事項が含まなければならない。

再編合理化計画に記載しなければならない項目	
1	国内産いもでん粉工場の現状及び目標

- (1) 本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針
- (2) 本計画の対象となる地域の現状（国内産いもでん粉工場数、原料集荷量、原料処理能力、各工場の操業率、年間生産量、主な販売先、施設における課題等）
- (3) 本計画の対象となる地域の再編合理化後の目標（国内産いもでん粉工場数、原料集荷量、原料処理能力、各工場の操業率、年間生産量、主な販売先、廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷計画、期待される効果等）
なお、目標年度は取組実施年度から3年以内とする。

2 再編合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

3 その他

都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(4) 再編合理化計画の承認等

- ア 再編合理化計画策定主体は、再編合理化計画を別紙様式5号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アに基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められる時は、承認を行うものとする。
- ウ 都道府県知事は、イに基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。
- エ 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式6号により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- オ 都道府県知事は、エに基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局等に報告するものとする。

再編合理化計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

1 国内産いもでん粉工場の再編合理化後の状況

本計画の対象となる地域の再編合理化後の状況（国内産いもでん粉工場数、原料集荷量、原料処理能力、各工場の操業率、年間生産量、主な販売先、廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況、再編合理化により発揮された効果等）

2 再編合理化における取組実績

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

3 その他

取組状況報告に必要な項目

I－3 乳業再編等整備

要綱別表1のIのメニューの欄の3の乳業再編等整備（以下単に「乳業再編等整備」という。）を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

第1 取組の概要

乳業再編等整備については、乳業の再編合理化を促進するため、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。

1 効率的乳業施設整備

- (1) 乳業工場（牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第2条第3項に規定する牛乳、同条第11項に規定する加工乳及び同条第12項に規定する乳製品（アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。）をいう。以下同じ。）及び牛乳乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。）の施設等の新設又は増設（当該施設等の新設又は増設に伴う設備の移設を含む。以下「新設等」という。）。)
- (2) (1) と一体的に行う環境・衛生問題等に配慮した高度な乳業工場の施設等の整備（以下「環境・衛生等整備」という。）。)
- (3) 乳業の再編合理化に資するための乳業工場の廃棄等。

2 集送乳合理化等推進整備

(1) 大型貯乳施設整備

集送乳の合理化を推進するため、既存の生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（生乳を生産者から直接搬入している乳業工場を含む。以下「貯乳施設等」という。）を廃棄し、大規模な生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（以下「大型貯乳施設等」という。）の整備。

(2) 需給調整拠点施設整備

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、余剰生乳処理機能を有する拠点施設又は設備（以下「需給調整拠点施設等」という。）の整備。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施計画は、関係者をはじめとした地域住民の合意を得たものであること。
- (2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (3) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (4) 交付対象事業は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (5) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実

施した結果、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合にあっては、当該事業主体に対し、必要な改善措置を講ずるものとする。

改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

なお、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合とは、事業により整備した施設等の処理数量、処理経費が計画に対し80%未満の状況が3年間継続しているものとする。

- (6) 交付対象とする施設等は、原則として耐用年数が5年以上のものとする。
- (7) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- (8) 施設の用地が確保される見通しがないなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していないものとする。
- (9) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれるものとする。
- (10) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れているものとする。
- (11) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるものとする。

2 事業実施主体

要綱別表1のIの事業実施主体の欄の3の(6)の生産局長が別に定める乳業再編等協議会（以下「再編等協議会」という。）は次の(1)から(3)までの要件をすべて満たすものとする。

- (1) 乳業者（酪農及び肉用牛の生産振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪振法」という。）第2条第2項に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げるいずれかの者に該当するものが構成員となっていること。
 - ア 複数の乳業者が合併し、設立した法人（契約の締結等により合併が確実にであると認められる合併前の乳業者を含む。）（以下「合併後法人」という。）
 - イ 複数の乳業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立される団体
 - ウ 複数の乳業者と乳業工場の再編と併せた生乳の処理若しくは加工の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、乳業工場の新設・廃棄等を行う乳業者
 - エ 学校給食用牛乳の供給を行っている乳業者であって、直近の年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上である者
- (2) 再編等協議会の代表者及び意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編等協議会の運営等に係る規約（以下「再編等協議会規約」）が定められていること。
- (3) 再編等協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

3 交付率

(1) 要綱別表 1 の I の交付率の欄の 3 のただし書の生産局長等が別に定める率は、次のとおりとする。

メニュー	交付金の対象となる経費	交付率
1 効率的乳業施設整備	ア 事業実施主体が乳業工場の施設等の新設等を行うのに要する経費 イ 事業実施主体がアの乳業工場の施設等の整備と併せて行う環境・衛生等に対応するための施設等の整備を行うのに要する経費 ウ 事業実施主体が乳業の再編合理化に資するための乳業工場の廃棄を行う場合に限り、次に掲げる①及び②に要する経費 ① 乳業工場の廃棄 ② 乳業工場の設備のうち、未償却のものの廃棄に係る当該設備及び残余財産相当額の補填	3 分の 1 以内 ただし、(2) に定める場合は、この限りでない。 乳業工場に対するア及びイの交付金の合計額は、18億円を上限とする。 乳業工場に対するウの①及び②の交付金の合計額は、6 千万円を上限とする。 ただし、県域を越えた再編又は 4 工場以上の廃棄を伴う再編における本事業の実施にあつては、7 千万円を上限とする。
2 集送乳合理化等推進整備		
(1) 大型貯乳施設整備事業	ア 大型貯乳施設の整備 イ 貯乳施設の廃棄 ウ 貯乳施設の設備のうち、未償却のものの廃棄に係る当該設備及び残余財産相当額の補填	3 分の 1 以内 3 分の 1 以内 3 分の 1 以内 ただし、貯乳施設の再編計画において、県域を超える集乳計画に基づく整備にあつては、貯乳設備のみ 2 分の 1 以内

(2) 需給調整拠点 施設整備事業	需給調整拠点施設等の整備	3 分の 1 以内
----------------------	--------------	-----------

(2) 事業協同組合、事業協同組合連合会又は再編等協議会が事業を実施する場合の交付率は、効率的乳業施設整備を行う者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない乳業者（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）の二に適合するものを除く。）（以下「大手乳業者」という。）又は大手乳業者から出資を受けた場合については、受けた出資の割合等に応じ次の通りとする。

ただし、合併後法人が行う乳業工場の廃棄については、当該合併前の所有者の別に応じ廃棄しようとする施設ごとに適用する。

ア 「大手乳業者」及び大手乳業者から資本金の額又は出資の額の総額の100分の50を超える出資を受けた第2の2の（1）のイの法人にあっては、5分の1以内

イ 大手乳業者から資本金の額又は出資の総額の100分の50以下の出資を受けた第2の2の（1）のイの法人又は大手乳業者から出資を受けた第2の2の（1）のイの団体にあっては、4分の1以内

4 採択要件

要綱第3の4の（1）の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1－1－③及び1－2－③に定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

5 補助対象の要件等

事業実施主体は、事業実施に当たっては以下の条件により実施するものとする。

(1) 効率的乳業施設整備

ア 乳業工場の施設整備

補助対象となる新設等を行う工場（以下「新工場」という。）は、牛乳乳製品の製造をより効果的に行うのに必要なイに掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条各号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条各号に掲げる資産を取得してこれを乳業工場において牛乳乳製品の製造の用に供した場合における当該資産（以下「中古資産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年財務省令第15号。以下「財務省令」という。）第3条に基づき、当該中古資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

イ 効率的乳業施設整備の補助対象となる施設等

(ア) 機械器具設備

受乳、計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係る設備及びその他必要な設備

(イ) 上屋

機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物

(ウ) その他

機械器具設備及び上屋に係る設計費及び諸経費

ウ 効率的乳業施設整備を行う際の乳業工場の再編統合の実施条件

(ア) 新工場の整備は、新設を行う場合にあっては3以上の、増設を行う場合にあっては2以上の既存の乳業工場の廃棄(新設及び増設のいずれにおいても、新工場の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含むものとする。以下同じ。)を併せて実施するものとする。この場合、併せて実施する乳業工場の廃棄に際しては、原則として、当該乳業工場の施設等の全てを廃棄するものとする。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、新設を行うときは2以上の、増設を行うときは1以上の既存の乳業工場の廃棄の実施で足りるものとする。

a 県域を超えた広域的な再編により生乳処理量が地域の一定水準(当該再編により新增設する工場の所在する地域ブロックの工場(生乳処理量が日量2t以上のものに限る)の1工場当たりの平均生乳処理量(t/日))を超える新工場を整備する場合

b 事業実施計画に都道府県内の過去3年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね2割以上の乳業工場(以下「学乳2割工場」という。)が2つ含まれ、又は学乳2割工場1つと学校給食用牛乳の製造が原則として年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上の乳業工場(以下「学乳3割工場」という。)1つが含まれる場合

(イ) (ア)により廃棄する乳業工場の生乳処理能力については、飲用乳処理施設にあっては原則として日量2トン以上、乳製品製造施設にあってはおおむね日量20トン以上の規模のものに限る。

ただし、大手乳業者が実施する場合は、飲用乳処理施設にあっては生乳処理能力がおおむね日量30トン以上の規模のものを1以上含むものとし、乳製品製造施設にあっては生乳処理能力がおおむね日量30トン以上の規模のものに限る。

(ウ) 合併後法人が効率的乳業施設整備で乳業工場の施設等の新設等を行う場合における乳業工場の廃棄は、当該合併前の乳業者が有していた乳業工場を対象として行うものとする。

エ 新工場の条件

(ア) 新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量10トン以上、乳製品製造施設にあっては日量300トン以上とする。

(イ) 新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する乳業工場等の年間生乳処理量(直近の過去3年の平均値。以下同じ。)の合計数量(以下「廃止工場合計数量」という。)を、増設の場合にあっては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。

(ウ) 新工場に、その他飲料等の製造施設又は設備を併せて設置しようとする場合(牛乳乳製品の製造施設又は設備を使用してその他飲料等を製造する場合を含む。)であって、当該新工場の施設又は設備の設置にあたり当該牛乳乳製品の製造に係る施設又は設備の設置経費が明確に区分出来ないときは、工事費の金額、製造数量等を勘案し、比例按分して本事業に係る補助対象経費を算出するものとする。

(エ) 厚生室、応接室等の牛乳乳製品の製造に関与しない施設等は補助対象外とする。

(オ) 新工場の衛生管理手法は、H A C C P方式（食品衛生法（昭和22年法律第233号）13条第1項に規定する総合衛生管理製造過程）の承認を受けるものとする。

オ 乳業工場の生乳処理能力

エの（ア）及び（イ）における乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては飲用牛乳の充填機的能力（牛乳については1日6時間稼働として計算した場合の能力、加工乳、発酵乳等については、直近における1日当たりの生乳使用実績数量を能力とみなし、これらの合計により算出する。）とし、乳製品製造施設にあっては以下に掲げるそれぞれの設備の生乳処理能力を合算したものとする。

（ア）バター製造機及びスプレードライヤー（練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。）にあっては、同設備の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数（12.34、6.48））及びそれぞれに10時間又は20時間（1日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量の合計とする。

（イ）チーズの製造設備にあっては、同設備における過去3年の平均製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数（12.65）又は5年後の計画製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数を乗じて310日で除した数量とする。

（ウ）練乳の専用製造設備にあっては、その濃縮機の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（2.66）及び20時間（1日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量とする。

カ 設備の移設

廃棄する乳業工場の設備のうち引き続き利用可能なものは新工場に移設することができる。この場合、当該設備の移設に係る経費を補助対象とすることができる。ただし、第1の1の（3）の廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

キ 乳業工場を廃棄する場合の廃棄工場の条件等

（ア）乳業工場の廃棄

a 補助対象となる乳業工場の施設等は、次に掲げる（a）及び（b）に該当する乳業工場とする。

（a）牛乳乳製品を現に製造している乳業工場の施設等又は原則として前年度において牛乳乳製品の製造実績を有する乳業工場の施設等であって、事業実施計画（事業実施主体が作成に参画した乳業再編実行計画（産地活性化総合対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10890号農林水産省生産局長通知）のⅠの（Ⅳ）－6の（1）に定めるもの又はそれに準じるもの。以下「再編実行計画」という。）が策定されている場合）にあっては、再編実行計画）において廃棄の対象となっている乳業工場の施設等であること。

また、生乳処理能力がおおむね日量2トン以上の規模であり、かつ、原則として過去3年間の年間平均生乳処理量が360トン以上であること。

ただし、ウにより乳業工場の増設を行う乳業工場に再編する場合に限り、生乳処理能力が日量2トン以下の場合であっても、学校給食用牛乳

の供給事業者が所有している乳業工場であって、学乳3割工場である場合はこの限りではない。

(b) 廃棄する乳業工場で受けている配乳の過半以上を再編実行計画に参画している乳業者に引き継ぐ計画となっていること。

b 廃棄に係る乳業工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編実行計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には乳業工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

(イ) 廃棄に係る乳業工場の設備の残余財産相当額の補填

a 補助対象は、別紙に掲げる乳業工場の設備（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令第126条及び第127条又は法人税法施行令第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該設備について同表の耐用年数の欄に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該設備の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とし、耐用年数を超えている設備は補助対象としない。

b 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該乳業工場においてaの耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、aの要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

c 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

(a) aの設備又はbの設備（以下「対象設備」という。）を取得した営業年度（当該廃棄に係る乳業工場（以下「廃棄工場」という。）の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象設備の減価償却額は、当該対象設備を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(b) 当該廃棄工場が、営業年度の途中において牛乳乳製品の製造を休止する場合、当該事業実施年度における対象設備の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 当該廃棄工場の当該営業年度末における減価償却見込額

γ : 当該廃棄工場の当該営業年度の期首から牛乳乳製品の製造休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

(c) 廃棄工場が、当該事業実施年度の前年度において既に牛乳乳製品の製造を休止している場合、対象設備の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

(d) 廃棄工場において、対象設備と当該対象設備についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象設備が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(e) 対象設備について資本的支出がなされ、当該対象設備が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて a、b 並びに c の (a) から (d) の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

d 対象設備を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編実行計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに設備を売却した場合であって、当該設備に係る対価が c の (a) から (b) までの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

ク 費用対効果分析の実施

施設を整備するにあたり、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

(2) 集送乳合理化等推進整備

ア 大型貯乳施設整備

(ア) 大型貯乳施設等の整備

a 補助対象となる大型貯乳施設等は、集送乳の合理化の推進に必要な第2の5の(1)のイに掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6号各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを大型貯乳施設等において生乳の貯乳又は集送乳の用に供した場合における当該資産については、財務省令第3条に基づき、当該資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

なお、厚生室、応接室等の生乳の貯乳及び集送乳に関与しない施設等は補助対象外とする。

b 整備する大型貯乳施設等は、新設を行う場合にあっては2以上の、増設を行う場合にあっては1以上の既存の貯乳施設等の廃棄を併せて実施するものとする。

c 整備する大型貯乳施設等の生乳の処理能力が、おおむね日量100トン以上の施設等であること。

d 生乳の広域流通に対応した合理的な集送乳が可能となる場所に設置されるものであること。

e 整備する大型貯乳施設等を既存の乳業工場の敷地内に設置する場合は、当該乳業工場の施設等と明確に区別されていること。

(イ) 貯乳施設等の廃棄

a 補助対象となる貯乳施設等は、現に貯乳施設等として稼働しているもの

又は前年度において貯乳施設等として稼働していたものとする。この場合、廃棄する貯乳施設等については、原則として当該貯乳施設等の全てを廃棄するものとする。

- b 廃棄する貯乳施設等において、引き続き利用可能な施設又は設備がある場合は、整備する大型貯乳施設等に移設することができる。この場合、当該貯乳施設等の移設に係る経費も補助対象とすることができる。ただし、廃棄の経費と重複して計上できないものとする。
- c 廃棄に係る貯乳施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、地域の貯乳施設等の再編計画（以下「貯乳施設等再編計画」という。）が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には、貯乳施設等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費を含めることができるものとする。

（ウ）廃棄に係る貯乳施設等の残余財産相当額の補填

（１）のキの（イ）のaからdの規定を準用する。この場合、「乳業工場」は「貯乳施設等」と、「設備」は「施設又は設備」と、「定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）」は「施設にあっては定額法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号イ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号イに規定する定額法をいう。）により、設備にあっては定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）」と、「廃棄工場」は「廃棄施設」と、「牛乳乳製品の製造」は「生乳の貯乳」と、「再編実行計画」は「貯乳施設等再編計画」と読み替えるものとする。

（エ）整備する大型貯乳施設等と廃棄する貯乳施設等の関係

大型貯乳施設等を整備する場合、必ず既存の貯乳施設等の廃棄を実施するものとする。

イ 需給調整拠点施設整備

（ア）補助対象となる需給調整拠点施設等は第2の5の（１）のイに掲げる施設等とする。

（イ）広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、地域ブロック単位による一定数量の集約した余剰生乳の処理が必要であることにかんがみ、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であること。ただし、北海道及び沖縄県にあっては、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であることを要しない。

（ウ）補助対象施設又は設備が、原則として特定乳製品（畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第2項に規定する指定乳製品及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和40年政令第338号）第1条に規定する乳製品をいう。）の製造施設又は設備であること。

なお、付加価値の高い製品の販売促進の観点から、アイスクリーム又は発酵乳等を製造する施設又は設備も補助対象とすることができる。また、短期的な生乳の需給緩和に対応する観点から、品質保持期限が長いロングライフ牛乳の製造施設又は設備も補助対象とすることができる。

ロングライフ牛乳を除く飲用乳処理施設又は設備（以下「飲用乳処理施設

等」という。)については、原則として補助対象としないが、既存の老朽化した飲用乳処理施設等の効率化、人員及び施設の稼働率の向上を図る等の観点から、既存の飲用乳処理施設等を廃棄し、特定乳製品等の製造施設又は設備を新設し、これと併せて飲用乳処理施設等を新設する場合にあっては、当該飲用乳処理施設等も補助対象とすることができる。

第3 事業実施計画に記載すべき項目

要綱別表2の生産局長が別に定める項目は、別紙様式7号の内容に準じるものとし、その作成にあたっては、以下の点に留意すること。

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。
6 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
7 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
8 附帯施設について、不要なものがないこと。
9 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
10 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
11 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
12 周辺住民等との合意が形成されていること。

13	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
14	施行方法の選択が適切にされていること。
15	入札の方法に関する知識を有していること。
16	地元関係者との合意形成が図られていること。
17	事業を行おうとする地域が所在する都道府県において作成された酪振法第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等との整合が図られていること。
18	地域における生乳の集送乳の効率化に係る事業を行おうとする場合には、事業計画に定める内容が「集送乳の合理化の推進について」（平成17年5月17日付け17生畜第459号農林水産省生産局長通知）に基づき加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第6条に基づき指定を受けた生乳生産者団体が策定した「集送乳の合理化に係る推進計画（以下「推進計画」という。）」に即しているものであること。
19	その他法律に定める基準等が満たされていること。

第4 事業により整備した施設の管理運営

事業実施主体は、管理運営規程を定めることにより、本事業によって整備された施設等を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

別紙

廃棄に係る乳業工場等の設備の残余財産相当額の補填の補助対象となる施設等については次のとおりとする。

未償却のものの廃棄に係る残余財産の補填の対象となる施設及び設備		耐用年数
乳業工場	受乳設備、計量設備、保管・貯蔵設備、製造設備、搬送設備、洗浄設備、電気・動力設備、配管設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ボイラー設備、換気・空調設備	10年
	試験機器類	5年
流通施設	冷凍・冷蔵設備、計量設備、保管・貯蔵設備、搬送設備、電気・動力設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ガス設備、昇降機設備、換気・空調設備、衛生設備、防災設備、自動開閉設備、放送設備、可動間仕切り、焼却炉	10年
	通信機器、事務機器、看板・公告器具	5年
営業施設	冷凍・冷蔵設備、電気・動力設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ガス設備、昇降機設備、換気・空調設備、防災設備、衛生設備、自動開閉設備、放送設備、可動間仕切り、焼却炉、金庫	10年
	家具・応接設備、厨房設備、通信機器、事務機器、看板・公告器具	5年
	建築物（機械器具設備を覆うために必要なもの）、制御棟（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）	鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造り 38年 れんが、石又はブロッ造り 31年 金属造り

貯乳施設		骨格材の肉厚が 4 mm 超 3 1 年 骨格材の肉厚が 3 mm 超 4 mm 以下 2 4 年 骨格材の肉厚が 3 mm 以下 1 7 年 木造 1 5 年 木骨モルタル造り 1 4 年
	受乳設備、計量設備、貯乳設備、搬送設備、冷却設備、洗浄設備、電気・動力設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ボイラー設備、換気・空調設備	1 0 年
	試験機器類	5 年

I－4 経営資源有効活用の推進

第1 取組の概要

施設等の初期投資額が非常に大きな果樹、茶、施設園芸及び畜産経営において、離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源（畜舎・鉄骨ハウス、果樹園・茶園等）を有効活用し、法人経営等がこれらを取り込んで規模拡大することにより雇用が促進されることが期待される。そのため、既存の経営資源の規模拡大と併せて意欲ある若者・女性等の雇用を行う者に貸し付けるために必要な畜舎・鉄骨ハウス等の補修・改修、家畜の移譲、果樹園・茶園の改植等の整備を推進する。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- (4) 事業実施主体は、要綱第11の6にかかわらず、要綱別表1のIのメニューの欄の4の(1)のアの(ア)の整備を実施した場合には、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。
- (5) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

- (6) 既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対

策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(7) 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

(8) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

(9) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手の動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するものとする。

(10) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

(11) 事業実施主体以外の者への貸付けは、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

ウ 賃貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(12) 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済引受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、補改修したハウスにあっては、園芸施設共済への加入が確実と見込

まれること。

- (13) うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

- (14) 果樹及び野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について」に示す「GAP手法（基礎的GAP手法）のモデル」の生産者用における必須項目の内容を含むものとする。

ただし、チェックシートに必須項目の内容が含まれていない場合においては、別途、必須項目の内容をチェックした書類を添付することでも可とする。

（注）生産工程管理手法とは、生産者自らが、①農作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し農作業を行うとともにこれを記録し、③記録を点検しつつ、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

2 事業実施主体

- (1) 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

- (2) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の5の(12)の特認団体は、次のとおりとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

3 採択要件

要綱第3の4の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-④及び1-2-④に定めるものとし、

達成すべき成果目標基準の類別を2つまで設定すること。

第3 施設等の基準

1 農産タイプ

(1) 補助対象基準

要綱別表1のIのメニューの欄の4の(1)のアの優良品種系統等への改植・高接、鉄骨ハウスの補改修については、次のとおりとする。

利用施設等	補助対象基準
優良品種系統等への改植・高接	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・作業の効率化等により省力化及び低コスト化を目的とした園地改良は、改植と一体的に実施する場合に限り実施できるものとする。 ・改植と一体的に耕作道等を整備する場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」に準ずるものとする。 ・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる(a)から(c)までに定めるところにより実施できるものとする。 (a) 優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実状にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。 (b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」及びその関連通知並びに都道府県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したものであるものとする。 なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実にされると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。 (c) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。 ・茶の場合にあつては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、

	次に掲げる（a）から（b）までに定めるところにより実施できるものとする。 （a）事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病害虫の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。 （b）交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県の育成品種等とする。
鉄骨ハウスの補改修	・既存の鉄骨（アルミ骨を含む。）ハウス（基礎を有するものに限る。）について、補修及び改修による整備を行うことができるものとする。 ・交付対象となる施設は残存耐用年数を有するものとする。ただし、地域の実情に応じ、都道府県知事が特に必要と認める場合にはこの限りでない。 - また、補修及び改修後の施設は5年以上の耐用年数を有すること。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベット栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・新たにハウスを導入する場合に比べ、補改修に係るコストが低い場合に限るものとする。 ・当該施設において、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。

（２）施設等の利用者

ア 新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）第５に定める「人・農地プラン」（以下単に「人・農地プラン」という。）に位置づけられている者、または、位置付けられることが確実と見込まれる者とする。なお、現在、「人・農地プラン」を作成していない地域にあっては、作成される「人・農地プラン」に施設等の利用者を位置づけることが見込まれる場合を含むものとする。

イ 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人。

ただし、農業生産法人の場合は上記の制限を適用しない。

2 畜産タイプ

(1) 補助対象基準

要綱別表1のIのメニューの欄の4の(1)のイの飼養管理施設の補改修、家畜整備については、次のとおりとする。

利用施設等	補助対象基準
飼養管理施設の補改修	・施設を整備する場合は、以下の(a)から(d)までのいずれか及び(e)の要件を満たすものとする。 (a) 事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託又は農業経営事業により、離農者等から買い入れた農用地又は施設であって、規模拡大者に一定期間(原則5年以内)貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。 (b) 事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により離農者等から借り入れた農用地であって、規模拡大者に一定期間以上貸し付けることを予定しているもの及び当該農用地に存する施設であって、当該離農者等から借り入れて規模拡大者に貸し付けることを予定しているものであること。 (c) 事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設であって、規模拡大者に貸し付けること又は一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。 (d) 事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設であって、規模拡大者に貸し付けることを予定しているものであること。 (e) 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県内とする。 ・交付対象 (a) 畜舎、畜舎と一体的に整備する施設、家畜排せつ物処理施設及び附帯施設で老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去(後継者不在経営施設における新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。)を含むことができるものとする。 (b) 交付対象となる施設は残存耐用年数を有するものとする。ただし、地域の実情等に応じ、都道府県知事が必要と認める場合にはこの限りではない。 また、補修及び改修後の施設は5年以上の耐用年数を有すること。
家畜の整備	・事業の実施

	(a) 家畜整備については以下のとおりとする。 事業実施主体が買入れ、規模拡大者に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。 - i 乳牛 4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。 - ii 肉用牛（繁殖牛） おおむね8カ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。 - iii 豚（繁殖豚） 生後3カ月以上12カ月以内のものであること。 - iv その他の家畜 都道府県知事が適当と認めたものであること。 (b) 家畜の貸付期間 家畜の貸付期間は、原則として、5年以内とする。 (c) 助成対象限度額等 要綱別表1のIの交付率の欄の4のただし書の生産局長等が別に定める場合の率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円を交付対象の限度額とする。 なお、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。 (d) 家畜の貸付契約 事業実施主体は、家畜の貸付けに当たっては、貸付け規程を整備し、かつ、規模拡大者との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。
--	---

（２）施設等の利用者

以下の要件にすべて該当する者とする。

ア 「人・農地プラン」に位置づけられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者とする。なお、現在、「人・農地プラン」を作成していない地域にあっては、作成される「人・農地プラン」に事業の対象者を位置づけることが見込まれる場合を含むものとする。

イ 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人。

ただし、農業生産法人の場合は上記の制限を適用しない。

ウ 概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者等）であること

エ 家畜飼養に１年以上従事した経験を有すること

オ 雇用就農者を正職員（期間の定めのない雇用契約、労働時間週35時間以上）として雇用すること。また、雇用に当たっては、以下の（ア）から（オ）のすべての要件を満たすこと。

（ア）雇用就農者は以下の i から iv のすべての要件に該当する者であること。

- i 原則として、45歳未満であること
- ii 農業就業経験が5年以内であり、就農を継続する強い意欲を有する者であること
- iii 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと
- iv 当該農業法人等の代表者の親族でないこと（他の労働者と同等の労働条件の場合を除く）

（イ）雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させること

（ウ）雇用就農者との間で、原則として過去に雇用契約が無いこと（正職員以外の者を正職員として雇用する場合を除く）

（エ）労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること

（オ）過去に雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと

カ 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であって、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上の経営を営むことが見込まれること

Ⅱ 食品流通の合理化を目的とする取組

卸売市場施設整備の推進

第1 取組の概要

1 中央卸売市場施設整備の取組

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得に対し支援。

2 卸売市場再編促進施設整備の取組

地域の特性を活かした中央卸売市場の再編に係る、共同集出荷施設の整備、中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備、廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。

3 卸売市場活性化等事業の取組

（1）P F I 推進の取組

P F I 法の適用を受けて行う卸売市場の施設の整備に対し支援。

（2）卸売市場活性化推進の取組

事業協同組合等が行う卸売市場の機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。

4 地方卸売市場施設整備の取組

地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合又は連携に必要な施設の整備に対し支援。

5 卸売市場耐震化施設整備の取組

既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化のための施設の整備に対し支援。

第2 採択要件に関する留意事項

要綱別表1のⅡの採択要件の欄の（1）の成果目標については、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

第3 取組の実施基準等

1 整備事業

（1）実施方法及び施設に関する共通基準

ア P F I 事業の活用

市場法第5条に定める中央卸売市場整備計画に基づき開設者が施設の改良、造成又は取得を行おうとする場合又は地方公共団体が事業実施主体となる地方卸売市場の施設の整備を行おうとする場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

（ア）当該施設の改良等に要する工事費が10億円以上であること。

（イ）当該施設の改良等が既存の建造物に併設するものでないこと。

イ 品質管理高度化施設の整備

水産物又は食肉を扱う卸売市場で、売場施設、貯蔵・保管施設、食肉関連施

設又は加工処理高度化施設を新設する場合においては、施設等について、以下の要件を満たすものとする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

(ア) 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

(イ) 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。

(ウ) 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

a 施設の取扱品目

b 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）

c 施設の設定温度と温度管理に関する事項

d 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

e その他必要な事項

(エ) 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）の規定を満たしていること。

(2) 事業実施に関する共通事項

ア 中央卸売市場の再編との整合

中央卸売市場整備計画の別添1に掲げられた再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場（以下「再編推進市場」という。）のうち取り組む再編措置の内容が検討中とされているものについては、同計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、交付の対象外とする。

なお、再編推進市場のうち特定の取扱品目の部類のみが卸売市場整備基本方針第2の1の（5）の再編基準に該当するものについては、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、当該取扱品目の部類に係る施設の改良、造成又は取得を交付の対象外とする。

また、中央卸売市場の管理運営に係る施設の改良、造成又は取得については、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、再編基準に該当する取扱品目の部類と該当しない取扱品目の部類のそれぞれの取扱金額をもって交付の対象となる経費を按分することとする。

ただし、天災等により施設が被災した場合であって、円滑な市場取引を確保する上で、速やかな施設の改良が必要と認められるときは、この限りではない。

イ 施設の整備規模

(ア) 施設の整備規模については、卸売市場整備基本方針の別記2の卸売市場施設規模算定基準（以下「算定基準」という。）等に基づき必要規模の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、当該理由が明確にされている場合はこの限りではない。

(イ) 整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について都道府県知事が地方農政局長等と協議を行う際、備考欄に付記することとする。

ウ 第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

(ア) 中央卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率			
中央卸売市場整備計画に中央拠点市場として位置づけられた中央卸売市場（以下「中央拠点市場」という。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費		中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの（以下「大規模増改築」という。）に要する経費 ア 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）を主体とした増改築であること。 イ 当該増改築に係る売場施設等の工事が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積（売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。 ウ 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。		中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要するもの
		以下の卸売市場に係るもの (1) 統合を目的として整備を行う卸売市場 (2) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの	
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成又は取得）	4/10以内	4/10以内	4/10以内	4/10以内
(上記以外の改良、造成又は取得)	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	－

構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの）	－	4/10以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外のもの）	－	1/3以内	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－

（イ）卸売市場再編促進施設整備の取組

a 地方卸売市場への転換に係る取組

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備） （上記以外の整備）	4/10以内 1/3以内	4/10以内 1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	－

b 他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1/3以内

c 廃止に係る取組

交付対象経費	交 付 率
施設の撤去費から廃材等の売却益を減じた実質撤去費（施設撤去後の用地造成等に要する経費は交付の対象外）	1/3以内

(ウ) 卸売市場活性化等事業の取組

a P F I 推進の取組

交付対象施設	交 付 率			
	中央卸売市場		地方卸売市場	
中央卸売市場整備計画に中央拠点市場として位置づけられた中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
		以下の卸売市場に係るもの (1) 統合を目的として整備を行う卸売市場 (2) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場

売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成 若しくは取得又は整備）	4/10以内	4/10以内	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの）	－	4/10以内	1/3以内	1/3以内	－	－
（上記以外のもの）	－	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	－
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	－	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	－	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	－	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	－	－

b 卸売市場活性化推進の取組

交付対象施設	交 付 率			
	事業協同組合等が実施する卸売市場の施設の整備に要する経費			
	区分	中央卸売市場		地方卸売市場
		中央卸売市場整備計画に中央拠点市場として位置づけられた中央卸売市場	その他の中央卸売市場	
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する 整備）	市場機能強化の取組	4/10以内	4/10以内	4/10以内
（上記以外の整備）		4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設		－	1/3以内	－
情報処理施設		4/10以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	統合・大型	1/3以内	1/3以内	1/3以内
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する 整備）		4/10以内	4/10以内	4/10以内
（上記以外の整備）		4/10以内	4/10以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	4/10以内	1/3以内

搬送施設（高度化・強化を図るもの）	化 の 取 組	4/10以内	4/10以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの） （上記以外のもの）		－	4/10以内	－
情報処理施設		－	1/3以内	－
加工処理高度化施設		4/10以内	1/3以内	1/3以内
注）大型化の取組以外は上屋の整備は交付の 対象外		1/3以内	1/3以内	1/3以内

（エ） 地方卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる 地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う 地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
駐車施設※	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
附帯施設※	1/3以内	－
※地方卸売市場の新設の場合に限る。		

（オ） 卸売市場耐震化施設整備の取組

交付対象施設	交付率		
	中央卸売市場		都道府県卸売市場整備計画に地域 拠点市場として位置づけられた又 は位置づけられることが確実と認 められる地方卸売市場の施設の整 備に要する経費
	中央卸売市場整備計画に中央拠 点市場として位置づけられた中 央卸売市場の施設の整備に要する 経費	その他の中央卸売市場の施設 の整備に要する経費	
売場施設	4/10以内	4/10以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	－	4/10以内	－
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内

市場管理センター	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	-
附帯施設	1/3以内	1/3以内	-
上記施設の内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	-

エ 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
うち高度化・強化を図るもの	(多温度管理、自動化機能等高度化を図るもの) 低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設(売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装 ※	駐車施設等(駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体的に行う舗装(門、柵、塀以外の基盤整備を含む。)
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	(場内物流効率化システム) 自動荷さばき施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設

うち高度化・強化を図るもの	(環境保全・衛生管理強化施設) リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	カに定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係るもの
うち高度化・強化を図るもの	(食肉等衛生管理強化施設) カの(キ)並びに(ケ)のうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同(ア)から(ケ)のうち、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	L A N幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡シ

	システム、避雷針等防災機能に資するための施設
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備される共同で集出荷を行うための施設

（注）※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

オ 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設及び加工処理高度化施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車場施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設、附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
売場施設		円/㎡	円/㎡	円/㎡
貯蔵・保管施設（倉庫施設）	鉄骨構造（平屋）	100,000	110,000	110,000
駐車施設	鉄骨構造（重層）	117,000	128,000	128,000

市場管理センター	鉄筋コンクリート構造（平屋）	111,000	111,000	122,000
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造（屋上駐車場）	122,000	122,000	134,000
総合食品センター機能付施設	鉄筋コンクリート構造（重層）	179,000	179,000	197,000
上記施設の施設内容に準ずる施設 共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設（冷蔵 蔵庫施設）	鉄骨構造	141,000	154,000	154,000
	鉄筋コンクリート構造	167,000	167,000	184,000

（注）多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1 m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

カ 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- （ア）係留所
- （イ）生体検査所及び検査用機械器具
- （ウ）処理室及び処理設備
- （エ）検査室及び検査用機械器具
- （オ）消毒所、隔離所
- （カ）汚物処理設備
- （キ）冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- （ク）作業員室
- （ケ）と場に係る電気通信等附帯設備

キ 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設及び総合食品センター機能付施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較して、最大の施設とする。

ク 大規模増改築

- （ア）大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。
- （イ）大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降市場法第11条第1項による変更認可を受ける年度までとする。

ケ 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備（（ウ）

の表の交付対象施設の欄の大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備をいう。)

取扱品目の部類及び売場施設の内容ごとに、床面積（2階部分以上に渡るものであるときは延べ床面積）の1割以上の規模について温度管理機能が付与された施設の改良、造成若しくは取得若しくは整備、又は既に設置されている施設に新たに床面積の1割以上の規模について温度管理機能を付与するための改良若しくは整備とする。

コ 施設の改良、造成若しくは取得又は整備

(ア) 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

(イ) 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(ウ) 施設の改良、造成若しくは取得又は整備に当たっては、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づく「森林・林業基本計画」及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づく「新農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、実施するものとする。

サ 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

(ア) 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

(イ) 工事施工に係る設計監理、監督料については、(ア)と同様の取扱いとするものとする。

(ウ) 設計委託以外の各種調査委託費については、原則として(ア)に準じた取扱いとするものとする。

(エ) 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(3) 個別事項

ア 中央卸売市場施設整備の取組

(ア) 事業実施主体

市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）

(イ) 事業の要件

中央卸売市場整備計画に基づいて行う施設の改良、造成又は取得であること。

イ 卸売市場再編促進施設整備の取組

(ア) 地方卸売市場への転換に係る取組

a 事業実施主体

中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者

- (a) 地方公共団体
- (b) 地方公共団体が主たる出資者となっている法人
- (c) 当該地方卸売市場の関係事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合若しくは協同組合連合会
- b 事業の要件
 - (a) 地方卸売市場へ転換した年度を含む3年以内に着工される施設の整備であること。
 ただし、平成25年度までに地方卸売市場に転換した場合にあっては5年以内に行われる施設の整備とし、平成26年度に地方卸売市場に転換した場合にあっては4年以内に行われる施設の整備とする。
 - (b) 地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあっては、地方卸売市場への転換前に中央卸売市場が取り扱っていた取扱品目の部類に係る施設の整備であること。
- (イ) 他の卸売市場との連携に係る取組
 - a 事業実施主体
 中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の卸売業者を含む卸売市場の卸売業者又は仲卸業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
 - b 事業の要件
 - (a) 中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。
 - (b) 事業協同組合又は協同組合連合会の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され、取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有していること。
 - (c) 共同集出荷施設の整備が中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の開設区域内で行われること。
- (ウ) 廃止に係る取組
 - a 事業実施主体
 中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者
 - b 事業の要件
 - (a) 廃止する中央卸売市場が、廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する中央卸売市場の施設を撤去するものであること。
 - (b) 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の改良、造成又は取得に交付金の交付が行われるものでないこと。
 - (c) 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること。

ウ 卸売市場活性化等事業の取組

(ア) P F I 推進の取組

a 事業実施主体

P F I 法第 6 条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者

b 事業の要件

(a) 中央卸売市場整備計画に即して施設整備を実施する中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた若しくは位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場において、P F I 法第 5 条に基づく実施方針を定め、事業を実施するものであること。

(b) P F I 法第 10 条第 1 項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

(c) 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。

(d) 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場にあつては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。

(e) 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあつては、次に掲げる要件に合致するものであること。

i 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。

ii 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。

iii 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること

iv 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。

(i) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。

(ii) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

c 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

なお、地方公共団体とは、中央卸売市場にあつては開設者、地方卸売市場にあつては都道府県とする。

d 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備された施設について、P F I 法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

(イ) 卸売市場活性化推進の取組

a 事業実施主体

(a) 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加又

は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) (a) に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人((a) に掲げる法人を除く。)

(c) 特認団体 ((a) 又は (b) に掲げる者以外の者であって、共同利用施設の導入等により卸売市場の機能の高度化・活性化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

b 事業の要件

(a) 施設の整備が、卸売市場整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。

(b) 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。

(c) 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。

(d) 次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であること。

i 市場機能強化の取組

市場機能強化を目的として中央卸売市場又は一定規模以上の地方卸売市場（以下「特定地方卸売市場」という。）において施設の整備を行うものであること。

なお、一定規模とは、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条に定める規模の3倍（食肉は2倍）とする（以下同じ。）。

ii 統合の取組

統合を目的として新設等を行う中央卸売市場又は新設を行う特定地方卸売市場において施設の整備を行うものであること。

iii 大型化の取組

特定地方卸売市場であって、大型化を目的として3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として整備を行う市場において施設の整備を行うものであること。

(e) 次に掲げる施設の整備であること。

i コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設（例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資する施設（温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫））

ii コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設（例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設（自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機））

iii 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設（例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設（多機能装備入荷数量等表示設備、情

報処理施設))

- iv i から iii までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設（例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設（多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配送施設）

(f) (d) の iii にあつては、次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

i 既存の上屋に複数の (e) の施設を導入することが真に困難であること。

ii (e) の施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。

iii (e) の施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

(g) 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

(h) 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

(i) 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあつては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

c 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

ただし、地方公共団体とは、中央卸売市場にあつては開設者、地方卸売市場にあつては都道府県とする。

d 施設の管理運営

(a) この事業により整備された施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

(b) 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

(c) 事業実施主体は、(b) の管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、中央卸売市場に係るものにあつては当該市場の開設者、地方卸売市場に係るものにあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

エ 地方卸売市場施設整備の取組

(ア) 他の地方卸売市場との統合に係る取組

a 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であつて、次に掲げる者

(a) 地方公共団体

- (b) 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）
 - (c) 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
 - b 事業の要件
 - (a) 都道府県卸売市場整備計画に他の地方卸売市場と統合を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であって、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
 - (b) 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。
 - c 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。
 - (イ) 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組
 - a 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

 - (a) 地方公共団体
 - (b) 第3セクター
 - b 事業の要件
 - (a) 都道府県卸売市場整備計画に他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であり、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
 - (b) 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。
 - (c) 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。
 - (d) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること。
 - (e) 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
 - i 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狹隘の度合いが著しいと認められること。
 - ii 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
 - c 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。
- オ 卸売市場耐震化施設整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) 事業要件

- a 既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと。
- b 中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた若しくは位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して耐震補強の整備を行うものであること。
- c 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断（ $I_s < 0.6$ 又は $I_w < 1.0$ ）された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断（ $I_s \geq 0.6$ 又は $I_w \geq 1.0$ ）される見込みとなること等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。

(ウ) 指導及び助言

事業実施主体が地方卸売市場の開設者である場合にあっては、都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び助言を行うものとする。